

# 知らない恥をかく！「新会計基準」入門

企業財務を知ることは経営戦略を考  
えるうえで欠かせないスキルであり、  
経営幹部、管理職はもちろんのこと、  
将来そうなりたいと考える人にとって  
会計基準は備えておきたい重要な知識  
だ。本年四月一日以降に開始の開始事  
業年度から適用されている新しい会計  
基準について整理しておこう。

新会計基準として最も影響が大きい  
ものは、「四半期報告制度」。上場企業  
に対し、四半期ごとに財務諸表の報告  
を義務付けるものである。

読者の中には、「すでに四半期ごと  
に決算短信を開示しているのでは？」  
と思われる方も少なくないだろう。  
実際、全国の証券取引所では、すで  
に上場企業に対して段階的に四半期開  
示を要求している。現状では上場企業  
は四半期ごとに財務諸表の開示を行っ  
ているのが実態だ。

では何が変わったのか。

今年四月一日以降に始まった事業年  
度から、「金融商品取引法」によって  
四半期報告が法定化されたのだ。

金融商品取引法は証券取引法から改  
組される形で一昨年六月に成立。緊急  
性の高いものから段階的に施行されて  
おり、この四月から四半期報告の義務  
化が適用されたわけだ。

億円以下の調金が科せられる。また四  
半期報告書を提出しない場合、法人に  
対して一億円以下の調金が科せられる。

## 不祥事、粉飾を防ぐ 内部統制報告制度

金融商品取引法では、内部統制報告  
書とその監査報告書の提出が義務付け  
られる内部統制報告制度も導入された。  
内部統制報告制度は、一般に「日本  
版SOX法（J-SOX）」と呼ばれて  
おり（法律の正式名称ではない）、米国の  
SOX法（サーベンス・オクスリー法）が  
モデルとなっている。

米国では日本よりひと足早く、会計  
不祥事やコンプライアンスの欠如など  
を防止するためにSOX法が整備され  
た。上場企業やその連結子会社は、会  
計監査制度の充実と企業の内部統制の  
適切な整備・運用が求められている。

内部統制とは、業務の有効性や効率  
性、財務報告の信頼性、事業活動に関  
わる法令遵守、資産の保全という四つ  
の目的を達成するためのプロセスを整  
備することを指す。言い方を換えれば、  
これまで個人の能力で行っていたこと  
をマニュアル化し、誰でも同様に行え  
るようにする、というものだ。

経営者は内部統制の整備・運用が適  
切に行われているかについて、そのプ  
ロセス、管理体制を点検、評価し、そ  
の結果を「内部統制報告書」としてま  
とめる。さらにこの一連の手続きを公

この四半期報告制度は上場企業が対  
象で、開示内容は企業集団の概況、株  
主・役員状況、四半期連結財務諸表  
などとなっている。

また、従来は中間決算、本決算では  
公認会計士や監査法人の監査が必要だ  
ったが、四半期報告制度では四半期決



新会計基準とJ-SOXの導入は、ポジティブに捉えれば、企  
業体質を大きく改善させる好機ともいえるだろう。

算の都度、公認会計士や監査法人のレ  
ビューが義務付けられる。

ただし、年度監査では財務数値が適  
正かどうかを帳簿との突き合わせ、現  
物確認などを通じて検証する「実証手  
続」が必要だったのに対し、四半期レ  
ビューでは「分析手続」が中心となる。  
公認会計士や監査法人が、財務諸表な

認会計士または監査法人が監査し、「内  
部統制監査報告書」を作成。決算時に  
は財務諸表と財務諸表監査報告書に加  
え、このふたつを提出する。

内部統制は不祥事や粉飾決算などを  
防ぐことが目的であり、これも財務報  
告の信頼性を高めるための改革である。  
内部統制と四半期報告制度は密接な  
関係にあり、四半期開示を決算後四五

## 金融商品取引法(2006年6月成立) 施行で変わった 四半期報告制度のポイント

四半期報告が金融法上の制度として法定化

半期報告制度は四半期報告制度に統合

虚偽記載には罰則・没収金(最大5億円)を適用

2006年4月1日以降開始する事業年度から適用

対象は原則、上場会社のみ

四半期終了後、監査法人のレビューを含め、  
遅くとも45日以内に開示しなければならない

- 開示内容は、
- 1 企業集団の概況
  - 2 提出会社の株主、役員状況
  - 3 四半期連結財務諸表 等

金融庁資料より編集部作成

日以内に適正に行えることは、内部統  
制がうまくいっていることの証しには  
かならない。つまり、内部統制がうま  
く機能していなければ適正な四半期報  
告ができない、と考えていいだろう。  
言い換えれば、決算財務プロセスを  
「見える化」して、「早期化」するよう  
見直すことが、日本版SOX法への対  
応になる。それを業務改善のチャンス  
と前向きに捉えることが望ましい企業

どについて企業に質問したり分析を行  
うことで、「適正に表示していない」と  
信じさせる事項は認められなかった」と  
いえるまでの検証を行うことになる。  
米国では古くから四半期報告が定着  
しているほか、EU、カナダなどでも  
導入されている。業績や財務状況に大  
きな変動があった場合、スピードに  
情報を開示することで、投資家保護に  
つなげようという意識の表れだ。公認  
会計士によるレビューをパスした四半  
期報告によって、会計制度に対する信  
頼が増し、投資家からは一定の評価が  
得られるだろう。

さて、対応する企業には業務におい  
てどんな影響があるだろうか。

まず、決算が年四回に増えることで  
大きな業務負担が生じることは間違  
ない。とくに苦勞しそうなのは、その  
スピードである。

従来、有価証券報告書と半期報告書  
の提出は決算後九〇日以内と定められ  
ていた。四半期報告書は四五日以内の  
提出が求められており、準備に使える  
期間は半分に短縮された。少なくとも  
倍のスピードが求められるハードさだ。  
たとえば第一四半期が六月末で終わ  
る場合、七月一日から八月一五日まで  
の間に決算の確定と公認会計士のレビ

姿勢といえる。

四半期報告、内部統制とも、企業ト  
ップによるモニタリングが重要であり、  
それによってトップがリスクを把握し、  
問題のある部門に集中的に人材を投入  
する。そんなトップダウン型のリスク  
アプローチが行われることが重要だ。

そのほか、リースに関する会計制度  
も変更された。

ユーへの対応を行わなければならない。  
いうまでもなく、連結企業がある場  
合は、各社の情報を収集したうえで連  
結決算の作業に入る。海外に子会社を  
もつ企業はとくに大変だ。海外子会社  
の監査人との調整も必要になる。親会  
社の決算担当者には、海外の子会社への  
出張が多くなることも十分想定される。  
連結企業間で財務会計システムを統  
一してあれば対応もスムーズだが、そ  
うでないケースがかなり多いと想像さ  
れることから、上場約四〇〇〇社のう  
ち相当数の企業は、当面、かなりの苦  
戦を強いられるだろう。

当然のことだが、スピードに加えて  
正確さも必要だ。

決算短信では、発表後に修正が加え  
られる例も散見される。決定的な利益  
などのミスもあるが、大半は表記の間  
違いといった作業ミスであり、修正を  
しても特別な制裁はない。

一方の四半期報告制度は決算内容を  
タイムリーかつ適正に開示することで  
投資家を保護することが目的であり、  
間違いがあった場合は企業の信頼性が  
揺らぐことになる。レビューを行った  
会計士も同様に評価されるだろう。  
ちなみに重要な事項について虚偽の  
記載があった場合、法人に対しては五

のオフバランス化で、ROAを実態よ  
り高い水準にすることができたわけだ。

四月以降、所有権移転外ファイナン  
ス・リースは、原則としてすべてB/  
Sに資産計上することになった。利益  
その他の数字が同じであれば、リース  
機器をB/Sにのせるといふ基準変更  
だけでROAは前期より低くなる。投  
資家から見れば、過去のROAとの連  
続性がなくなることに注意したい。

もうひとつ、棚卸資産の期末評価に  
ついて触れておこう。

従来、在庫の評価基準については、  
「原価法」「低価格法」という二つの会計  
処理方法からいずれかを選択できた。  
原価法は棚卸資産の期末評価額を取  
得時の原価を基準に決定する方法、低  
価格法は決算日現在の時価と原価のうち  
低いほうを基準に決定する方法だ。

原価法を選択した場合、原価より時  
価が下がってしまった在庫も、原価で  
計上できる。その結果、資産を売却ま  
たは廃棄するまでは損失の表面化を先  
送りすることができたわけだ。

それが四月以降に始まる事業年度か  
らは低価格法に一歩化されることとなっ  
た。企業の実態を反映するため、棚卸  
資産の含み損が隠れてしまうことは望  
ましくない。損失は先送りしないとい  
うのが新会計基準の基本路線である。

しかし、在庫の評価基準をすで見  
直している企業が多く、今後、大きな  
影響を受ける企業は少ないはずだ。